

特別支援学級等サポート事業及び
自閉症・情緒障害特別支援学級サポート事業 F A Q

Q 1 この事業の目的は何ですか？

A

「特別支援学級等サポート事業」及び「自閉症・情緒障害特別支援学級サポート事業」は、小・中・義務教育学校の特別支援学級と高等学校等での障害のある児童生徒に対する指導方法や指導内容の工夫改善を図ることを目的としています。県立特別支援学校や地域の各教育事務所が対象の学校等を訪問して支援します。

Q 2 支出される必要経費にはどのようなものがありますか？

A

特別支援学校等の教員や教育事務所の指導主事等が対象の学校に赴く際の旅費について、支出します。

Q 3

対象学校等（小・中・義務教育・高等学校）は、特別支援学校の教員等が事業実施校に出向く際、旅費に関して事務処理が必要ですか？

A

対象学校等は、旅費に関する事務処理は必要ありません。

Q 4

特別支援学校の対象である障害種について、支援を希望する場合は、どのように申し込めばよいのですか？

A

特別支援学校が支援する対象である障害種の特別支援学級に関して支援を希望する小・中・義務教育学校の校長は、特別支援学校に事業実施を申し出、両者で実施計画を協議のうえ「特別支援学級等サポート事業申込書」を作成し、市町村（学校組合）教育委員会を通じて特別支援学校に提出してください。

同じく特別支援学校が支援する対象である障害種の生徒に関して支援を希望する高等学校は、特別支援学校に事業実施を申し出、両者で実施計画を協議のうえ申込書を作成し、直接特別支援学校に提出してください。

Q5	自閉症・情緒障害特別支援学級の場合は、どのように申し込めばよいのですか？
----	--------------------------------------

A	自閉症・情緒障害特別支援学級への支援を希望する小・中・義務教育学校の校長は「自閉症・情緒障害特別支援学級サポート事業申込書」を作成し、市町村（学校組合）教育委員会を通じて地域の各教育事務所長に提出してください。その後、各教育事務所の特別支援教育担当が調整のうえ、教育事務所から市町村（学校組合）教育委員会を通じて各学校に支援実施に関する連絡をします。計画的に活用するために、1年間の見通しを立てて締め切り日までに申し込んでください。
---	--

Q6	近隣の小・中・義務教育・高等学校が連携し、2校について午前と午後 に連続し、一つの特別支援学校や教育事務所の支援を受ける、といった 実施は可能ですか？
----	---

A	可能です。旅費を有効活用するという点からいっても、可能であるならばこうした実施の仕方をご検討ください。なお、その際には支援に何う特別支援学校等と十分に打ち合わせを行い、申込書を実施校ごとに作成し、「実施内容」の欄にそのことを明記したうえ、提出してください。
---	--

Q7	事業実施後の報告書は、何を書けば良いですか？
----	------------------------

A	助言の内容や、それを受けて支援をして子どもがどう変わったかという成果、今後取り組む必要が出てきた課題などについて、具体的に記入ください。その際、個人情報に関わる記述については、十分ご配慮ください。
---	--